

**青梅市議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正
する条例**

上記の議案を提出する。

平成28年9月30日

提出者 議会運営委員長 久保富弘

(説明)

青梅市議会の議決すべき事件について、法令または国および東京都等の基準に従って行われる変更など、軽微な変更については議決を要しないこととしたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正
する条例**

青梅市議会の議決すべき事件等に関する条例（平成23年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項および第2項中「を策定し、変更し、または廃止」を「の策定、変更（軽微な変更を除く。）または廃止を」に改める。

第3条中「を策定し、変更し、または廃止」を「の策定、変更または廃止を」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

青梅市議会の議決すべき事件等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市議会の議決すべき事件等に関する条例（平成23年条例第8号）

改正後	現行	備考
<p>(議決事件)</p> <p>第2条 市長は、青梅市総合長期計画の基本構想および基本計画の<u>策定、変更（軽微な変更を除く。）または廃止</u>をしようとするときは、議会の議決を経なければならない。</p> <p>2 病院事業管理者は、青梅市立総合病院の建て替えに関する基本構想および基本計画の<u>策定、変更（軽微な変更を除く。）または廃止</u>をしようとするときは、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(議会への報告等)</p> <p>第3条 議会は、市長または病院事業管理者が前条に規定する基本構想および基本計画の<u>策定、変更または廃止</u>をしようとするときは、市民の視点に立った効率的かつ効果的なものとするために、市長または病院事業管理者に対して報告を求め、または意見を述べることができる。</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(議決事件)</p> <p>第2条 市長は、青梅市総合長期計画の基本構想および基本計画を<u>策定し、変更し、または廃止</u>しようとするときは、議会の議決を経なければならない。</p> <p>2 病院事業管理者は、青梅市立総合病院の建て替えに関する基本構想および基本計画を<u>策定し、変更し、または廃止</u>しようとするときは、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(議会への報告等)</p> <p>第3条 議会は、市長または病院事業管理者が前条に規定する基本構想および基本計画を<u>策定し、変更し、または廃止</u>しようとするときは、市民の視点に立った効率的かつ効果的なものとするために、市長または病院事業管理者に対して報告を求め、または意見を述べることができる。</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	